

国立大学法人福井大学 研究データ管理・公開ポリシーの解説

(目的)

1. 国立大学法人福井大学（以下「本学」という。）は、本学の存在意義と在り方を表した「格致によりて人と社会の未来を拓く」を理念とし、福井の地より、世界の様々な地域において、そこに集う人と共に、持続可能な社会の実現に向けて、新たな未来を拓くことを目指している。

この理念を実現するための道標として、2040年に向け本学の未来像を具現化するための福大ビジョン2040を策定し、「①福井に根ざした人類知の創出、②世界に通じる研究の推進とイノベーション創出、③若手研究者の育成と実質化」を研究のミッションとしている。

そこで本学は、この理念及びビジョンのもと、研究活動の過程で生み出される研究データを適切に管理・保存し、その公開による利活用を推進することで研究データの価値を継承し、持続可能で豊かな未来社会の発展に貢献することを目的として、研究データの管理、公開及び利活用に関するポリシーを以下のように定める。

国立大学法人福井大学研究データ管理・公開ポリシー（以下「本ポリシー」という。）は、本学の理念及びビジョンのもと、本学における研究データの基本的な取扱いに関する方針を示すものである。

本学及び本学の研究者が、研究データを適切に管理・保存し、公開を行うことは、研究データの価値を守り、本学及び本学研究者の将来における研究の基盤を確保するものである。

なお、本学で実施される研究活動は、多様な研究分野、研究者が携わることによって成り立っており、部局等や研究分野によって状況が異なることから、本ポリシーは本学における研究データの基本的な取扱い方針にとどめることとする。

1. 本学の理念及びビジョン

(1) 本学の理念

近代福井の礎（いしずえ）を築いた松平春嶽公の揮毫による本学所有の「格致」の額面は、同人の歴史的功績を考えれば本学の宝であると言えます。「格致」とは「物事の道理や本質を深く追求し、理解して、知識や学問を深め得ること」という意味です。

本学学生にとっては、学びと人格育成に際し、また教職員においては、研究・教育・社会貢献等で自らの指針となる語句です。我々は、この語句を旨とし、県内より世界に至る様々な地域において、そこに集う人、ならびに社会の未来を拓くことに主体的にかかわり、貢献することを目指します。

(2) 福大ビジョン2040

2. 研究

① 福井に根ざした人類知の創出

新しい知を生み出し、文化的・社会的・経済的価値に結びつける。

このために、福井の自然、歴史、文化、社会、産業を探究し、得られた知見を全国やアジア、さらには地球規模に普遍化する。

② 世界に通じる研究の推進とイノベーション創出

研究における新たな強みの創造とさらなる先鋭化(子どものころ、分子イメ

ーシング、原子力工学、遠赤外領域、繊維・マテリアル等)を推進し、イノベーションを創出する。

このために、学内外の連携（医教連携、医産工連携、農工連携等）を強化し、新しい研究分野（新興イメージング開発、人間研究開発等）を開拓するとともに、社会的課題解決型研究を推進する。

③ 若手研究者の育成の実質化

すべての領域において、若手研究者の挑戦的、分野横断的な研究を推進する。あわせて、生活基盤の安定化を図る。

このために、研究ファームの拡大等、若手研究者が活躍できる研究環境の整備支援を強化する。

2. 本ポリシー制定の背景と目的（注1）

（1）背景

- ①万人の研究成果へのアクセス確保、オープンサイエンスの流れ
- ②公的資金を得た研究成果の公開・発信への要求（説明責任含む）
- ③人類の英知の保存と継承
- ④堅実な研究の実現、研究再現性の担保
- ⑤研究の透明性の拡大、研究不正防止
- ⑥知的財産の管理
- ⑦研究データ管理に関わる大学の社会的責任の全う

（2）目的

- ①研究データの適切な管理・公開・長期保存の確実な実施
- ②学内の各ステークホルダの役割分担の明確化
- ③学内における研究データ管理枠組みの全体像の共有
- ④研究データ管理に関わる大学の社会的責任の全う
- ⑤個々の大学における研究データ管理に関わる考え方の共有
- ⑥研究データ管理の実現に関わる課題や実現レベル等を共有

注1：（出典）大学における研究データポリシー策定のためのガイドライン

Guideline for Drafting University Research Data Policy

一般社団法人 大学ICT 推進協議会

Academic eXchange for Information Environment and Strategy (AXIES)

<http://axies.jp> 2021年7月1日 発行

表4.3：研究データポリシー策定の背景（例）

表4.4：研究データポリシー策定の目的（例示）

3. 本ポリシーの目的に関連する根拠資料等

（1）科学技術・学術審議会 学術文科会 学術情報委員会「学術情報のオープン化の推進について」（平成28年2月26日）

近年、情報通信技術の急速な進展に伴い、研究成果（論文、生成された研究データ等）を分野や国境を越えて活用し、新たな価値を生み出すための取組が世界的に広まりつつある。研究成果のオープン化は、研究成果の相互利用を促進し、知の創出に新たな道を開くことが期待される。とりわけ研究データ等をオープン化しデータ駆動型の研究を推進することで、イノベーションの創出につなげることを目指した新たな科学の進め方が注目されてい

る。すなわち、学術情報のオープン化に関する議論は、従来の論文へのアクセスを中心としたオープンアクセスの概念にとどまらず、研究データを含む研究成果の利活用へと概念が広がり、研究の進め方の変化や新たな手法が生じつつあることを示している。

(2) 福井大学における研究活動の不正行為防止の取扱いに関する規則（平成27年3月18日 福大規則第13号）

(研究者の責務)

第9条 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告等の過程において、「科学者の行動規範」（平成18年10月3日日本学術会議制定）の趣旨に沿って、誠実に行動しなければならない。

3 研究者は、一定期間研究データを保存し、必要な場合に開示しなければならない。

(研究データ)

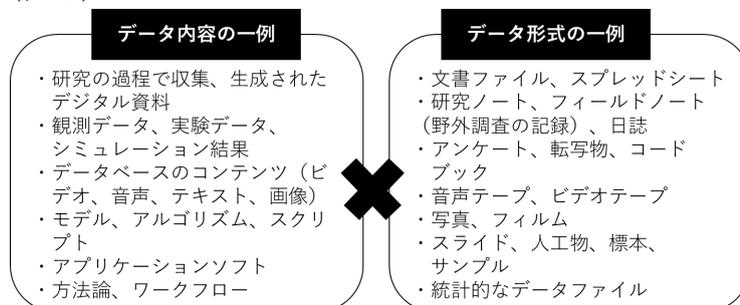
2. 本ポリシーが対象とする研究データとは、本学の研究活動を通じて収集又は生成されたデータのことをいい、デジタル・非デジタルを問わない。

本ポリシーにおいて、研究データとは、研究の過程、あるいは研究の結果とし、収集又は生成されるデータをいう。また、それらを解析又は加工して作成したデータ、それらのデータの記録、説明用の資料・試料等も含まれる。

形態としては、数値、画像、テキスト等あらゆる形態が含まれる。

媒体はデジタル・非デジタルを問わない。

研究データは、仮説の検証、結論を導くための根拠、研究結果の検証等に使用されるものをいう。（注2）



注2：JPCOAR教材「研究データ管理サービスの設計と実践」第1章 第2版

国立情報学研究所、教材「オープンサイエンス時代の研究データ管理」を参考に一部改変。

1. 本学規程との関係

「福井大学における研究データの保存期間等に関する細則」においては、研究データについて「論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料、試料及び装置等」と定義している。しかしながら、本ポリシーが扱うのは、研究データ管理という研究の開始から終了までのプロセス全体についてであるため、研究データも研究成果発表のもととなったものに限定せず、研究途中のものを含め、広く対象としている。

2. 本ポリシーが対象とする研究データ

本ポリシーが対象とする研究データには、上述のもののうち学内の研究者の研究デ

ータだけでなく、学外の研究者が、共同研究、施設利用、学術講演会、公開講座等、本学における研究活動を通して収集又は生成したデータも含まれる。

また、研究者が、以前に在籍した機関で収集又は生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

(研究者)

3. 本ポリシーにおいて、研究者とは、本学の役員、教職員、学生、受入研究員等、本学における研究に携わる全ての者のことをいう。

本ポリシーにおいて、「研究者」の定義は広範に捉えており、本学の役員、雇用関係にある教職員・研究員に限らず、学部及び大学院で研究指導を受ける学生・研究生、雇用関係はないが本学が受入・招聘する研究員、その他本学における研究に携わる者を含むものとする。

1. 本学において研究活動に携わる者

所属機関	雇用関係	職名等
本学に所属	役員及び 雇用関係にある者	役員（学長、理事） 教職員（教授、准教授、講師、助教、助手、 特任教授、特命教員、非常勤研究員、学術研 究員等）、リサーチアシスタント（RA）等
	雇用関係にない者	学部・大学院学生、学部・大学院研究生、科 目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及 び特別の課程、外国人留学生等
本学以外に所属	雇用関係にない者	客員教員、共同研究員、受託研究員、外国人 受託研修員等

2. 学生、学外者における対応

特に次の者は、教員の関与のもと、本ポリシーで定める研究者の役割を果たすことが望ましい。

(学生等)

- ・学生・研究生については、研究指導教員（副研究指導教員がいる場合は同教員を含む。）の指導に基づいて研究データの管理を行う。特に、研究データを公開しようとする場合は、研究指導教員の事前の確認を必要とする。
- ・学生がリサーチアシスタント等として研究指導教員以外の教員のもとで研究に携わる場合は、当該研究データの管理については、同教員の指導に基づいて行う。

(本学以外に所属する研究者)

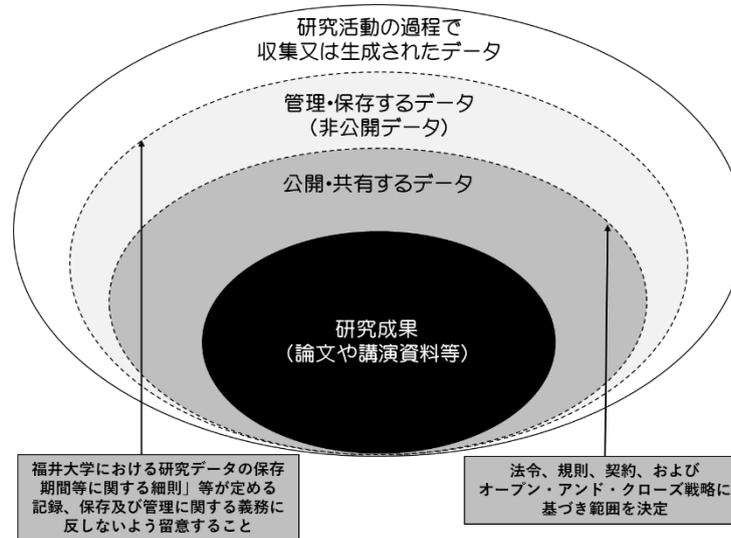
- ・各種制度に基づいて受入れた（雇用関係のない）研究員、招聘研究者については、システムの利用可否等研究環境が一樣でないため、受入教員と相談の上、それぞれの研究環境に応じて同教員の支援を受けながら研究データの管理を行う。
- ・他大学、民間企業等の他機関の所属の研究者であって、共同研究や競争的資金等の一環で本学において研究に携わる者は、研究代表者が、当該研究者の所属する機関との協議結果や、資金配分機関が求める条件等を勘案し、本ポリシーにおける「研究者」に含めるか決める。

(研究者の役割)

4. 研究者は、収集又は生成した研究データについて、法令、契約及び本学の規程その他これに準ずるものに抵触しない範囲で、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、適切に管理・保存し、可能な限り公開し利活用に供する。

研究者は、収集又は生成した研究データについて、管理・保存するデータ（以下「管理対象データ」という。）を定め、適切に管理・保存し、可能な限りFAIR原則（注3）に則り公開して利活用を促進する。

管理対象データの範囲、及び研究データの公開・共有・非公開（注4）の判断は、原則として当該データを収集又は生成した研究者の判断を尊重する。ただし、研究者は上記判断において、以下1、2の項目に留意しなければならない。



～研究データとその区分範囲のイメージ～

※注3：FAIR原則

「Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる）の略で、データ公開の適切な実施方法を示す原則」
<https://biosciencedbc.jp/about-us/report/fair-data-principle/>

※注4：公開データ：一般に任意の者に利活用可能な状態で供する研究データをいう。
共有データ：アクセス権を付与された限定された者に利活用可能な状態で供する研究データをいう。
非公開データ：公開も共有もしない研究データをいう。

1. 研究データの管理

本ポリシーにおける研究データの管理とは、以下（1）～（5）を指す。

(1) 研究実施前

研究データ管理計画（以下「データマネジメントプラン」という。）を策定し、その計画に従い適切に管理する。また、外部機関と共同研究等を行う場合は、研究データの収集／処理／引用／利活用／保存について共同研究契約書等への記載を行うこと

が望ましい。

(2) 研究実施中

研究の進捗状況に応じて、データマネジメントプランの見直しと更新を行いつつ、収集又は生成された研究データを適切に保管・利用する。

(3) 研究終了時

印刷体の研究データや関連資料を可能な限りデジタル化する。研究成果をとりまとめ、全ての研究データから「管理・保存するデータ（終了後も保存し管理する研究データ）」と「破棄するデータ（終了後、適切な方法で処分する研究データ）」に分類・管理する。

「管理・保存するデータ」については、可能な限りメタデータを付与し、ライセンス付与による利活用の条件等を明確化した上で信頼できるアーカイブへ適切な期間、保存する。

なお、「福井大学における研究データの保存期間等に関する細則」においては、論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料については当該論文発表後10年間保存、また、試料及び装置等については発表後5年間保存を義務づけている。

(4) 本学で研究活動を行わなくなった場合

研究プロジェクトが終了した場合、若しくは自身が退職等により本学で研究活動を行わなくなった場合には、関係者と協議の上、研究データ管理権限の委譲又は保持について決定し、適切に実施する。なお、管理している研究データが秘密情報である場合、「福井大学の研究等に関する秘密情報管理規程」に基づき、持ち出しの手続きをする必要がある。

(5) 学生等への指導

自身の指導する学生・研究生の研究データの管理と、学生・研究生への適切な研究データ管理方法を指導する。特に、博士課程学生の場合は、博士論文が依拠するデータを機関リポジトリ等へ保存・公開することが望ましい。

2. 研究データの公開・共有・非公開の判断基準

研究データの中には、正確性・信頼性が未確認のデータも含まれ、また研究分野によって管理しなければならないデータも異なるため、まずは管理対象データの範囲を定める必要がある。その後、管理対象データの公開・共有・非公開を定める。これらの判断において、以下(1)～(3)が重要になる。

参考までに、本資料末尾の参考資料1に研究データの公開・共有・非公開に係る流れ図(案)を示した。

(1) オープン・アンド・クローズ戦略

オープン・アンド・クローズ戦略とは、「データの特性から公開すべきもの(オープン)と保護するもの(クローズ)を分別して公開する戦略」であり、可能な限り公開するものである。

データを公開することで研究成果の透明性や公正性の確保や派生的な成果や新たな解釈への発展によるイノベーションの創出等の達成が期待できる一方で、研究データは、国の安全保障を確保し、我が国の産業競争力や科学技術・学術上の優位性を確保

するための重要な情報が含まれるものもあることから、研究分野等の特性やデータを管理する組織の特性に配慮して、「公開」、「共有」又は「非公開」の判断が行われることになる。

(非公開の判断)

- ・ 個人情報、企業の秘密情報、我が国の安全保障の観点から留意すべき研究データ。
- ・ 特に産学連携活動等の場面においては、本学の知的財産を適切に保護することが重要となるため、この判断を慎重に行う必要がある。
- ・ 産業競争力や科学技術・学術的な優位性を確保するため、例えば論文投稿前の研究データ等、即時に公開することが適切で無い場合もありうることから、公開による活用の促進とのバランスを考慮し、適切なエンバーク（時限付き非公開）期間を設定することも想定される。

(2) 法令等の遵守

(1) でも一部記載したが、研究データの管理・保存、公開・共有・非公開について、法令、契約、本学規程等（本資料末尾の参考資料2参照）が存在する場合には、それらを遵守することが必要である。

特に、個人情報や、外為法に基づき安全保障輸出管理の対象となっている技術情報、契約等において秘密管理等が要求されている情報等については、慎重かつ厳格な管理が要求され、それらの破棄についても、適切な態様で行われなければならない。

また、共同研究契約等において管理・公開に関する権利と責任の所在が定められている場合には、当該契約の定めに従って研究データの管理・保存、公開・共有・非公開が行われなければならない。

(3) 公的資金による研究データの取扱い

「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議）においては、公的資金による研究開発の過程で生み出され、デジタル形態で管理可能な研究データのうち、大学や資金配分機関の基準等に基づいて、管理・利活用の対象として、研究者がその範囲を定めるものを「管理対象データ」とすることになっている。

2023年以降、研究代表者は資金配分機関が求める項目についてデータマネジメントプランを策定し、メタデータ（本資料末尾の参考資料3を参照）を付与して研究データを適切に管理する必要がある。

この管理対象データは、データを説明するための情報であるメタデータを付与して管理することとなる。さらに、管理対象データは5頁注4のとおり公開・共有の可否を定め、利活用を図るものとされている。

(大学の役割)

5. 本学は、研究データの管理及び公開を支援する環境を提供する。

本学は、研究者に次の支援を提供できるように取り組むものとする。

1. 本ポリシーの策定と定期的な見直し
2. 研究データの管理／保存／共有／長期保存／公開のための情報基盤の整備運用
(1) 研究データ管理・公開のためのデジタルプラットフォームの情報提供等

(国立情報学研究所が運用するNII Research Data Cloud GakuNin RDM等)

- (2) 機関リポジトリの整備・運用
- 3. 研究データ管理に関する情報提供
 - (1) 本学構成員に対する本ポリシーの内容や上記情報基盤の整備に関する周知
 - (2) 本ポリシーに基づく研究データの管理・公開・利活用の推進のための啓発
- 4. 全学的研究データ管理の支援体制の構築
 - (1) 本ポリシーに係る相談窓口の設置 (本資料末尾参考資料4を参照)
 - (2) 公開する研究データのメタデータ作成の支援
 - (3) 研究データに関する契約、法務等の支援
- 5. 必要に応じて研究データ管理・公開・利活用の状況確認

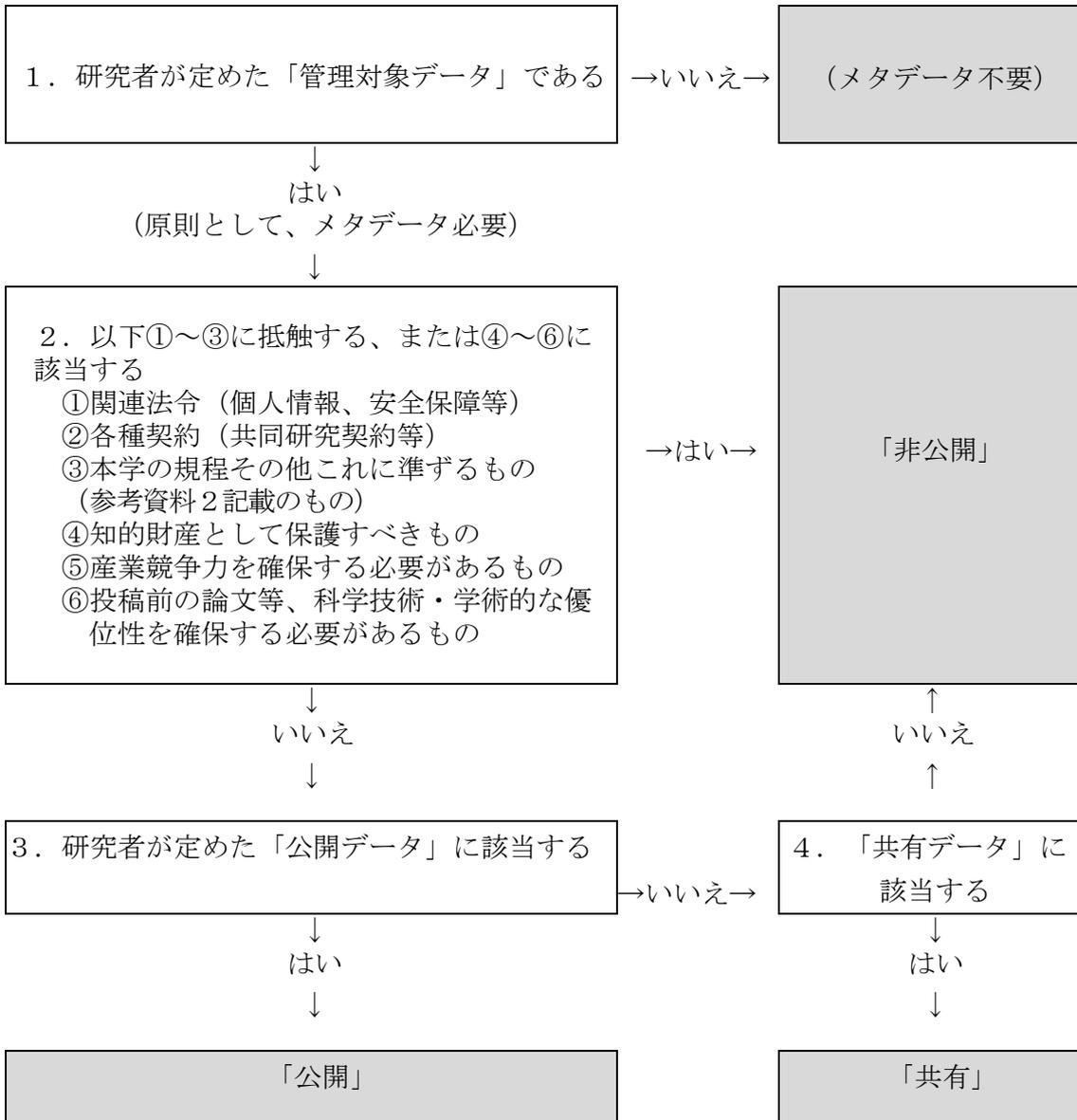
(その他)

- 6. 本ポリシーは、社会情勢や学術状況等の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

研究データ管理のあり方には、社会情勢や学術状況等に応じて、変化が生じることが予想されるため、本ポリシーについても適宜見直しが必要となることを明示した。

(参考資料1)

本学における研究データの「公開」「共有」「非公開」に係る流れ図



(参考資料2) 本学の規程その他これに準ずるものの例

規程名等	担当窓口
「国立大学法人福井大学の保有する個人情報の保護に関する規程」	総務課
「国立大学法人福井大学発明等取扱規則」	研究推進課
「国立大学法人福井大学成果有体物取扱規則」	研究推進課
「福井大学共同研究取扱規則」	研究推進課・松岡キャンパス研究推進課
「福井大学受託研究取扱規則」	研究推進課・松岡キャンパス研究推進課
「福井大学受託事業取扱規則」	各担当課
「福井大学におけるヒトを対象とする研究に関する規程」	松岡キャンパス研究推進課
「福井大学安全保障輸出管理規程」	研究推進課
「国立大学法人福井大学情報システム運用基本規則」	情報企画課
「国立大学法人福井大学情報システム実施基本規程」	情報企画課
「福井大学の研究等に関する秘密情報管理規程」	研究推進課
「福井大学における研究活動の不正行為防止の取扱いに関する規則」	研究推進課
「福井大学における研究データの保存期間等に関する細則」	研究推進課
その他、各研究分野等における関係法令	各担当課

「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータの共通項目（案）

(2023年3月31日時点)

	項目	必須/任意	備考
1	資金配分機関情報	必須※	公募型の研究資金を配分した資金配分機関（府省含む）の英語略称 公募型の研究資金以外の場合は記入不要
2	体系的番号におけるプログラム情報コード	任意	公募型の研究資金の場合は、体系的番号のうち、「機関コード」および「施策・事業の特定コード」を表すコード 公募型の研究資金以外の場合は記入不要
	プログラム名	任意	競争的研究費制度の名称
3	体系的番号	必須※	公募型の研究資金の場合は、研究費ごとに付与される体系的な番号 公募型の研究資金以外の場合は記入不要
	プロジェクト名	必須※	プロジェクトの研究代表者が統括する研究開発の範囲の名称（e-Rad課題名称等） 公式な名称がない場合は、研究者の所属機関のルールに従って入力
4	データNo.	必須	管理対象データを一意に特定するための番号 公募型の研究資金を配分した資金配分機関が付与 公募型の研究資金以外の場合はデータ管理機関（項目14）が付与
5	データの名称	必須	学会資料、報告資料、測定結果などの中身の分からない名称は避ける
6	掲載日・掲載更新日	必須	メタデータの掲載日・掲載更新日
7	データの説明	必須	端的かつ中身の分かる内容を記載
8	データの分野	必須※	e-Radの研究分野（主分野）。e-Radとの連携により、自動入力される予定。
9	データ種別	必須	研究データ基盤システム上では、通常は「データセット」を標準とするが、データの特性に応じて「データセット」以外の種別を選択可能
10	概略データ量	任意	1GB未満、1GB以上10GB未満、10GB以上100GB未満、100GB以上等の区分により記載
11	管理対象データの利活用・提供方針	必須	無償/有償、ライセンス情報、その他条件（引用の仕方等）等を記載
	アクセス権	必須	公開/共有/非共有・非公開/公開期間猶予から選択
	公開予定日	必須	公開期間猶予を選択した場合、公開予定日を記載
12	リポジトリ情報	必須	現在のリポジトリ情報、あるいはプロジェクト後のリポジトリ情報
	リポジトリURL・DOIリンク	任意	情報があれば記載
13	データ作成者	任意	管理対象データを生み出した研究者の氏名
	データ作成者のe-Rad研究者番号	任意	管理対象データ作成者のe-Radの研究者番号
14	データ管理機関	必須	各データを管理する研究開発を行う機関の法人名
	データ管理機関コード	任意	データ管理機関のコード
	データ管理者	必須	データ管理組織において各管理対象データを管理する担当者（個人）の氏名
	データ管理者のe-Rad研究者番号	任意	管理者のe-Radの研究者番号 e-Rad研究者番号がない管理者は記入不要、ある場合は番号研究者が番号を非公開にしたい場合を除き必須
	データ管理者の連絡先	必須	データ管理者の所属機関の住所や電話番号、メールアドレス等
15	備考	任意	

※公募型の研究資金による研究活動の場合

(参考資料4) 研究データ管理・公開・利活用に係る役割

		大学執行部	松岡キャンパス研究推進課 研究推進課	情報企画課	研究者	摘要
1	本ポリシーの策定と定期的な見直し	○	○			
2	研究データの管理／保存／共有／長期保存／公開のための情報基盤の整備運用			○		
3	研究データ管理に関する情報提供		○	○		
4	全学的研究データ管理の支援体制の構築		○	○		
5	研究データ管理・保存、公開、利活用の状況確認		○	○		
6	管理する研究データの範囲、及び研究データの公開・共有・非公開を定める				○	
7	データマネジメントプラン作成 (メタデータ付与)				○	
8	データマネジメントプラン及び本学規程に則った適切な研究データ管理				○	